第65回 出雲地方の喫茶習慣についての一試論

1. ことのはじまり

『松江市史』の編纂事業を行う史料編纂課には、松江の歴史に関する「質問」が寄せられる。歴史に造詣の深い「質問」には、しばしば戸惑う。今回は、「なぜ、松江にお茶を飲む習慣が人々の間に根付いたか。歴史を紐解き、源流を探る必要があるのでは。」というものだった。

出雲地方の喫茶習慣とその背景について、例えば、平成 25 年 (2013) 3 月に島根県がまとめた「島根県茶業及びお茶の文化の振興に関する指針」では、「松江市は 47 都道府県の県庁所在地の中でも茶の消費量が多くなっています。特に緑茶にかける購入額は 6,036 円/年/世帯と全国平均の 4,591 円/年/世帯を大きく上回っています (平成 23 年総務省家計調査より)。これらの背景には、江戸時代の松江藩藩主松平治郷 (不昧公)が茶人であったこともあり、そのお茶の文化が永く息づいているためと言われています。また、泡立てたお茶の中に、ご飯と漬物などの具を入れて食べる「ぼてぼて茶」と呼ばれる郷土料理などが存在しています。これは一説によると、庶民が飢饉に苦しんでいるときに不昧公が非常食として推奨したのが始まりとも言われています。このような独自のお茶の文化を形成してきたことが、茶の消費量が多い背景となっています。」と、説明している。また、松江市内の茶舗のホームページでは、「山陰地方では、抹茶を煎茶やほうじ茶と同じ感覚で普段から気軽に楽しんでおり、中でも松江では、江戸時代中期に松江藩主・松平不昧公が「不昧流」という茶道を創り、抹茶がより身近なものとして庶民に広まりました。」「お茶処出雲は第七代藩主・松平不昧公ゆかりの地であり、不昧流として藩主自ら茶道を奨励しました。出雲地方はその流れを受け、生活の中に喫茶習慣が強く根付いています。」などと紹介している。

振り返れば、出雲地方の人々が縁側などでも抹茶を気軽に点てて飲んだり、客人にふるまったりする喫茶習慣を、不昧公の事績と結びつける説明にそれ ほど違和感を感じることはなかった。一方で、松江藩はお茶を贅沢品としてしばしば禁令を出し、庶民は隠れてお茶を飲み、松江の町屋に残る「隠れ茶 室」はその名残である、との話もよく聞く。

「質問」に答える形ではあったが、出雲地方の喫茶習慣について整理してみることとなった。

2. 史料に見られる松江藩の「茶」政策の一端

そこで、松江藩から出された「茶」に関する政策を確認するために、出雲国内での茶栽培と喫茶に関する史料を『松江市史』史料編より抜き出してみた。「茶」に関する政策が記された史料は、主に松江藩が定めた法令集「国令」と、領内に出した通達の写し「御用留」である。(史料の抜き出しは一部であり、詳しくは『松江市史』をご確認願いたい)

(1)延宝2年(1674) 12月の松江藩家中向けの倹約令 [松江松平家2代松平綱隆の時代]

【史料】『松江市史』史料編「近世 II」「国令」22·273

22 饗応之儀、御条目之趣祝儀振舞之内ヲモ可被略、不時二用事候而参会之節猶以料理或程軽可被仕候、惣而濃茶一円出シ被申間敷事

【概要】松江藩の家臣に向けた倹約令に、総じて濃茶は出さないよう命じている。

(2) 貞享 3 年 (1686) 11 月の法令 [3代松平綱近の時代]

【史料】『松江市史』史料編「近世 II」「国令」109·179·320·470

179 一、長者原・アテヌキ辺ノ芝山、茶園二仕度望之モノ有之者、願次第其地可被下事

【概要】芝山に茶園を作りたいと願い出ている者があれば、許可次第、その地を与えるよう命じている。

(3) 貞享 4 年 (1687) 5 月の法令 [3代松平綱近の時代]

【史料】『松江市史』史料編「近世 II」「御条目并御用所御書出抜書」18

18 御三代以来御国中之人数次第二増、又御国々高者寅之洪水以後永否二而壱万石程不足、其上御分知飯石御上り知有之、如此御高者減少シ、人数ハ増、 出入大分之相違二候得者(略)各被存候通蝋・漆・綿・煎茶等御国用不足故、他国より入来候費大分之事二候、然共何そ少分之役銀を見而、大分之費を 可成哉、後々只今迄他国より入来程他国へ出候ハヽ、御国之潤与可成候、(略)

一、従他国入来煎茶、未年よりハ堅可令停止条、今年より五ヶ年之間随分精を入、人々入用程茶植候様急度可被申付事

【概要】出雲国内の人口は増えているが、延宝2年(1674)の大洪水以降、収入は減少している。蝋・漆・綿・煎茶などについては、国内生産のみでは不足しており、他国からの輸入に頼っているが、他国へ輸出すれば「御国之潤」となる。煎茶を他国から輸入することは未年(元禄4年(1691))から禁止することとして、禁止までの五年間に、人々が必要とするほどの茶の木を植るよう命じている。

(4) 元禄 2年(1689) 2月の法令[3代松平綱近の時代]

【史料】『松江市史』史料編「近世 II」「国令」159·497

159 小物成之内、漆・茶・桑・綿・楮・柿之役銀、従今年指免候之間、在々へ可被申渡候、以上

【概要】漆・茶・桑・綿・楮・柿の役銀(税金)について、今年より免除し、茶の生産の奨励を行っている。

(5)元禄2年(1689)8月の法令[3代松平綱近の時代]

【史料】『松江市史』史料編「近世 II」「国令」161·501

161 一、屋布被下地内植置樹木八各別、今度田地可成所二樹木・茶園等植置、百姓ノ勝手二成(由カ)田二テ、田年貢ヲ出シ畑二仕置度ト当夏願候分、 任其意可被申付事

【概要】田地になる場所に樹木・茶園などを植えることは百姓が勝手に行ってよく、年貢は畑扱いとする。

(6) 元禄 6年(1693) 2月の法令[3代松平綱近の時代]

【史料】『松江市史』史料編「近世 II」「国令」171·521

171 一、山屋敷御年貢地之内、茶園・竹木有之所ハ古帳面之通畑之土取計可被仕事

【概要】松江藩では元禄年間の検地にあたり、茶園・竹木がある所は古帳のとおりに畑地として取り扱うよう定めている。藩は、茶園・竹木のある場所を 畑地として掌握しようとしていた。

(7) 安永 7 年 (1778) 10 月の通達【7代松平治郷の時代】

【史料】『松江市史』史料編「近世 III」「松江藩領の御用留池尻家」4

4 当年格別難渋之年並、御納所取立千番無見束被存候、随分無御油断御責立、御取切之御法急度可被相守候、惣而久々倹約御定法二候得とも、自今ハ猶以万々稠敷致倹約、何卒取続相成候様、村々人別へ急度御申付可有之候(略)

1. (略) 右二准し万々倹約可仕候、万一猥之儀於有之ハ、急度遂吟味、本人者不及申村役人中可為越度候、此旨早々御申渡可有之候、以上

【概要】当年は各別難渋で年貢納入もおぼつかなく、倹約を命じている。倹約するものの一つとして、村々の人々が相互に茶を飲むことを固く禁じ、 違反がある場合には本人、村役人ともに罰するとする。この頃の実態として、村の人々の間にも喫茶習慣が広がっていた。

(8) 天保 6 年 (1835) 11 月の通達【9代松平斉貴の時代】

【史料】『松江市史』史料編「近世 III」「松江藩領の御用留池尻家」79

79 沢一交儀、近年郷中頭分之者方へ罷越逗留いたし候由相聞候処、同人儀ハ兼而茶湯・生花其外遊芸を好候者二候処、頭分之者共口為致、生花之 慰或ハ茶事等いたし候而心得違之儀二候条、一交儀一切手寄せ不申様、村町人別江急度示置候、以上

【概要】沢一交なる人物を招いて茶事や生花など遊芸の指導を受けることを禁ずることを伝えている。この頃の実態として、出雲国内の「郷中頭分」 (有力農民層)の中には、茶の湯や生花を学ぶ者もいた。

(9) 天保 6年 (1835) 12月の通達【9代松平斉貴の時代】

【史料】『松江市史』史料編「近世 III」「松江藩領の御用留池尻家」80

80 郷中頭分之中常二薄茶を好、客来之節も相用、尚又町場二おゐてハ挽茶商売いたし候者間々有之趣相聞、農家不似合之儀不埒之事二候、右二付而ハ自然中以下之もの迄も見習候様成行、以之外之事二候、以来右体之もの有之二おゐてハ相糺、急度御咎可被仰付旨二候条、此段郡中不洩様可申触候、以上

【概要】「郷中頭分」(有力農民層)の中には薄茶を好み、来客の時にも用いる者がおり、また、町場においても挽茶の商売している人物がいるという。農家には似合わない不埒なことで、もってのほかとする。この頃の実態として、農村部でも薄茶が飲まれ、町場では挽茶が販売されていた。

(10) 万延元年(1860) 4月の通達【10代松平定安の時代】

【史料】『松江市史』史料編「近世 III」「松江藩領の御用留木幡家」50

50 近来郷中奢侈増長、衣食住とも追々令超過、百姓之風儀を取失ひ候二付而、既二絹布を始メ美麗之衣服取締之儀ハ先達而厳敷被仰出も有之候所、右之外郡村町場抔二寄候而ハ、専ラ薄茶流行細民迄も相用、就而ハ殊之外能手成菓子をも取用候趣、誠二分限も不弁ひ次第、

【概要】近年、出雲国内の衣食住など贅沢になっており、郡村町場で薄茶が一般の人々にも広まり、菓子も取り扱われているという。この頃の実態として、度々の禁令にも関わらず、喫茶 (薄茶) 習慣が広く広まっていたことを示している。

さて、出雲地方で喫茶や、精神性や文化性を持つ「茶の湯」がいつ頃から始まったかは詳細な検討が必要であるが、出土する遺物などから、南北朝期に は出雲地方でも寺院や武家の一族は茶の湯文化を持ち合わせていた。広瀬の富田川河床遺跡や堀尾期の松江城下町遺跡からも茶の湯に関わる遺物が多く出 土しており、国主である尼子氏、吉川氏、堀尾氏一族及びその家臣たちは茶の湯をたしなんでいた。 松平期に行われた「茶」に関する政策を『松江市史』から確認すると、1、延宝2年の大洪水を契機に、松江藩は藩士に喫茶の倹約を命じるとともに、 出雲国外から「茶」を輸入することを止め、経費の削減、他国販売の商品開発をねらって、出雲国産の「茶」生産を奨励した(史料(1)~(6))。2、藩の 政策もあり、出雲国内で「茶」が生産されるようになり(あるいはもともと生産はしていたが拡大した)、当初武家中心の消費であったが(茶の湯文 化)、喫茶習慣は町人、農民層に広まった。やがて松平治郷(不昧)の頃から、藩は町人・農民層の喫茶を禁ずる通達をしばしば出した(史料(7)~ (10))。と、いうことが確認できる。

3. 出雲国内の茶生産と消費

史料(1)~(6)によれば、延宝2年(1674)の大洪水を契機に、松江藩は出雲国外から「茶」を輸入することを転換し、経費の削減、他国販売の商品開発をねらって、出雲国産の「茶」生産を奨励したことが分かる。では、出雲国内の茶生産と消費の実態はどのようなものであったのだろうか。

近世の出雲国内での茶生産については今後の研究課題であるが、手元にある<u>「雲陽国益鑑」(PDF. 143KB)</u>(『松江市史』史料編「近世 III」:文化 8 年 [1811] ~ 文政 10 年 [1827] 頃成立)、<u>「旧松江藩引継雑款物産表」(PDF. 144KB)</u>(鳥谷智文 2013「明治初年出雲地域における郡別産物の特徴」『松江市歴 史叢書 6』:明治 5 年 [1872] 成立)を確認してみると、「雲陽国益鑑」には、お茶に関する記述はない。出雲国外で販売し、外貨を稼ぐ物産を見立て番付に した「雲陽国益鑑」に記載されていないということは、基本的に他国での販売はしていないということで、史料(3)にある「他国へ輸出すれば「御国之 潤」」という藩の目論見はうまくいっていない。

一方、「旧松江藩引継雑款物産表」では「茶」の生産量、生産額などが記載されており、「茶」を抜き出したものが((別表)「旧松江藩引継雑款物産表」にみる明治初年の出雲国内での「茶」生産量、生産額一覧表)である。そのうち、「出雲地域における産物生産量・生産額」をみると、「上茶(91位)」、「下煎茶(151位)」、「上煎茶(154位)」、「下茶(156位)」、「上茶生業(212位)」、「茶(238位)」、「煎茶(286位)」、「番茶(324位)」となっており、内訳別としての生産額順位はそれほど高くはないが、合計すると「茶」は明治初年の出雲国内の全生産物中、75位の生産額(2,287.6150円)となっている。この数字をどう評価するかは今後の課題ではあるが、「茶」が嗜好品であり、近世には贅沢品として町人・農民の喫茶に度々禁令が出されて

きたことを考えれば、決して低い数字ではないと思われる。「雲陽国益鑑」に茶は記載されていないことと併せると、出雲国内での茶の生産は一定量あるが、他国には出さず、喫茶習慣の広がりにより、基本的に出雲国内で消費していることを示している。

前出の「島根県茶業及びお茶の文化の振興に関する指針」(島根県 2013)は、現在の島根県内の茶の生産と消費について、「島根県は文化的な側面から 茶の消費量が多い(特に東部地域)ものの、県内の茶商で取り扱われている茶葉の多くは県外から購入されたものです。県内製茶業の中にあって、茶葉生 産は県内需要を満たしているとは言えません。この背景には、生産者の高齢化と茶樹の老木化による生産性(収量・品質)の低下に課題があり、・・・」 と、記し、生産者の高齢化と茶樹の老木化による生産性の低下により、出雲国内での茶の生産は消費に追いついていないとしている。



同指針に添付された資料「島根お茶MAP」を見ると、明らかに出雲地方は、石見地方(津和野を除く)に比べ「茶」の生産、加工・販売業者が多いことが分かる。ちなみに、私が住んでいる雲南市木次町でも、畑の脇などに茶樹が栽培されているのを、子供のころから日常の風景として見てきた。

島根お茶MAP「島根県茶業及びお茶の文化の振興に関する指針」(島根県 2013) より

今後、さらなる史料の精査、他地域との比較が必要ではあるが、とりあえず出雲国内の茶生産と消費について考えられる一つの仮説は、(1)松江藩の政策 もあり、出雲国は他地域に比べて「茶」の生産が盛んで(少なくとも石見地方に比べて)、生産した「茶」は出雲国外に販売されず、出雲国内で消費され ていた。(2)出雲国内で「茶」が生産されるようになり(あるいはもともと生産はしていたが拡大した)、当初武家中心の消費であったが、喫茶習慣は町 人、農民層に広まった。(3)現在、「茶」の生産性(収量・品質)は落ちたが(生産者の高齢化、茶樹の老木化、他地域との競合のためか)、近世以降の喫 茶習慣の広がりにより、出雲地方での「茶」の消費は現在でも多い。というものである。

4. おわりに-出雲地方の喫茶習慣についての一試論-

松江藩が定めた法令や領内に出した通達、出雲国内の茶生産と消費の状況から、出雲地方の喫茶習慣の背景の一つとして、

- 1、延宝2年の大洪水を契機に、松江藩は藩士に喫茶の倹約を命じるとともに、出雲国外から「茶」を輸入することを止め、経費の削減、他国販売の商品 開発をねらって、出雲国産の「茶」生産を奨励した。
- 2、松江藩の政策もあり、出雲国内で「茶」が生産されるようになり(あるいはもともと生産はしていたが拡大した)、当初武家中心の消費であったが、 喫茶習慣は町人、農民層に広まった。やがて松平治郷(不昧)の頃から、藩は町人・農民層の喫茶を禁ずる法令をしばしば出した。
- 3、藩の政策もあり、出雲国では他地域に比べて「茶」の生産が盛んであったが(少なくとも石見地方に比べて)、基本的に生産した茶は出雲国外に販売 されることはなく、出雲国内で消費されていた。
- 4、現在、「茶」の生産性(収量・品質)は落ちたが(生産者の高齢化、茶樹の老木化、他地域との競合のためか)、近世以降の喫茶習慣の広がりにより、出雲地方での「茶」の消費は現在でも多い・・・。

ということが考えられるのである。

さて、出雲地方の喫茶習慣の広がりを、「松江藩の政策」と、「茶生産に伴う人々の喫茶習慣の受容」と説明したわけだが、このことは決して松平治郷 (不昧公)が茶人であったことで出雲地方に茶の湯文化や喫茶習慣が広まったとする説明を否定するものではない。しかし、不昧公という一人の英雄の存 在によってのみ出雲地方の喫茶習慣の広まりを説明するのは難しく、史料に基づくことで出雲地方の喫茶習慣についての一試論を示したところである。

[本コラムは、出雲地方の喫茶習慣の背景について整理を試みたものである。個人的には、かつて不昧流大円会に属し、茶道の手ほどきを受けた経験があるので、松江には多くの茶道流派があり、お茶会を開くことの大変さや、流儀の継承や後継者育成に常に心を配っていらっしゃることを、いささかなりとも承知している。また、博物館業務(宍道蒐古館)に学芸員、館長として関わり、旧家に伝わった不昧公関係の茶道具類を取扱った経験などから、公の審美眼の高さには直に触れてきた。出雲地方の喫茶習慣の背景には、不昧公の存在抜きには語れない茶の湯文化の広がりがあろうし、茶道各流派のご努力もあろう。しかし、今日見られるような人々の喫茶習慣が出雲地方で根付く背景には、もう少し人々が喫茶を受容していく理由が必要と考え、また、松江のお茶に関する研究を進めるうえで重要な視点と考え、史料に基づき上記の試論を示したところである。一方で課題も多い。今回確認した史料は、最近の基礎研究成果を蓄積したものではあるが、既刊の『松江市史』、『松江市歴史叢書』のみによる。「お茶」と言っても、濃茶、薄茶、煎茶、番茶など、製法や品質によって、様々な種類がある。更なる史料調査や、史料中の「茶」について精査する必要がある。また、江戸時代の出雲国内の茶生産や他国との比較についても調べきれていない。今後の研究課題であり、研究会的な組織でも出来、少しでも課題が解決していくよう望みたい。いずれにしろ、出雲地方では、日常生活の中でお茶を楽しみ、また、おもてなしの心をもって客人にお茶をふるまう。麗しい習慣だと思う。

最後に、本コラム執筆にあたり、藤原亮彦歴史まちづくり部長、安部登氏、乾隆明氏、大矢幸雄氏、小林准士氏、西尾克己氏に御意見を伺い、反映させていただいた。福井専門調査員からは史料抜き出しの協力を得た。この場を借りて感謝申し上げます〕

(平成 29 年 5 月 11 日/史料編纂課長/稲田信)